

基本理念 “マルチパートナーシップ” に関する補足資料

＜ 基本構想（案） ＞

これまでの市民と行政との協働はもとより、市民同士の協働や地縁的な組織とNPO等の志縁的な組織との協働に加えて、民間事業者と行政との協働、民間事業者と市民の協働といった、これまで以上に多様な主体が役割を分かち合いながら協働してまちづくりを進めていく“マルチパートナーシップ”を“多様な縁”の進化系の協働概念と捉え、その実現をめざしていくものとします。

第5次総合計画でめざす “マルチパートナーシップ” は、

多様な主体との協働・連携による相互の課題解決、新たな価値創造

岩倉市自治基本条例では、

市民：市内に居住する者、市内に通勤する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体

具体的には、

- ・市民活動団体 NPO法人、任意団体（文化や芸術、スポーツを行う団体含む）など
- ・地域団体 行政区、子ども会、老人クラブなど
- ・事業者 民間企業、商店、商工会など

を市民の定義に含んでいる

第5次総合計画では、市外で事業又は活動を行っている個人又は団体とも積極的に協働（連携）していこうというもの

協働：市民、議会及び執行機関が、主体的・自発的に共通の目的を達成するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動すること

○市民と行政との協働

（具体事例）

- ・五条川の水辺を守る活動
 - ・花のあるまちづくり事業
 - ・高齢者地域見守り事業
 - ・中学生海外派遣事業
 - ・市民音楽祭
 - ・スポーツ振興事業
 - ・市民ふれ愛まつり
 - ・公共施設の管理業務委託（市民活動支援センターなど）
 - ・公共施設会館の指定管理（行政区）
 - ・五条川の桜並木の保全活動
 - ・ユニバーサルデザインの普及活動
 - ・保健推進員活動
 - ・国際交流活動
 - ・山車巡行
 - ・地域スポーツ交流事業
 - ・地域包括支援センター運營業務委託
- など多種多様な協働を推進

○民間事業者と行政との協働（連携）

（具体事例）

- ・ 五条川への土嚢設置業務委託（建設協力会）
- ・ 総合防災訓練への協力（医師会、建設協力会など）
- ・ 防災に関する民間企業との連携協定（市内外の多数の企業と締結）
- ・ 地域産業活性化推進事業（商工会、金融機関）
- ・ 公共施設の指定管理（総合体育文化センターや希望の家など）
- ・ 学校水泳指導支援（民間プールによる水泳授業の実施）

（今後の取組イメージ例※）

- ・ パークマネジメント（公園の価値アップ・魅力アップによる公園の集客アップ、利用促進）
 - ・ 民間施設の公的利用への開放
（フィットネスジムやフットサル、グラウンド等の民間スポーツ施設の一部を借り上げることで市民の健康維持・増進につなげる、また、公共施設として整備することによる行政支出増大の回避につなげることも可能）
 - ・ 商業施設等の民間施設の空きスペースを間借りして、公共の機能を移転
 - ・ 大学との連携
 - ・ P P P / P F I の推進
- など

○民間事業者と市民との協働（連携）

（具体事例）

- ・ 民間事業所が市民活動団体に補助金を交付
- ・ 地区行事への参加（防災訓練や清掃活動など）
- ・ 高齢者地域見守り支援（金融機関、郵便局、宅配・配食業者、高齢者サービス事業所など）など

（今後の取組イメージ例※）

- ・ 民間の葬祭事業者の空き時間・スペースを活用したいいきサロン・友引サロン・終活セミナー
 - ・ 地域密着型サービス事業所と地域の町内会等組織との連携
（災害時等の福祉避難所としての開放や施設専門職が持つ介護にかかわる知識・ノウハウの地域住民への提供⇔地域が主催するふれあいサロンへの入所高齢者の参加）
 - ・ サービス付き高齢者住宅の共用スペースの地域開放
（地域のふれあいサロンの場としての開放により、居住者の地域社会への参加と孤立化防止）
- など

※あくまで先進事例であり、岩倉市で実施するかどうかとは関係なく例示したイメージ